

居場所づくり型一般介護予防事業

事業主体	NPO 法人 又は 任意団体
対象者	すべての高齢者
内容	地域住民によって自主的に運営される、体操、茶話会、趣味活動等の「通いの場」。 営利や政治的、宗教的活動を目的とするものではないこと。
実施方法	補助により実施 事業者に直接支払
基準	<p>○開催頻度 原則として、月 2 回以上の通年開催とし、開設年月日に応じた必要開催回数を下回らないこと。</p> <p>○開催時間 1 回あたりの開催時間は 2 時間以上とすること。</p> <p>○開催場所 補助金を受けようとする団体において確保すること。 神戸市内にあり、地域の集会所や空き家、商店街の空き店舗など建物等のスペースで、高齢者の誰もが自由に気軽に利用できるような場所であること。 開催場所が複数ある場合は、それぞれが概ね同一の中学校圏域内にあり、利用者が継続して通うことができるような場所であること。</p> <p>○スタッフ（従事者） 「通いの場」の運営に従事する者が 5 人以上であり、「通いの場」開催時に、実施団体から最低 1 名以上のスタッフが常駐すること。</p> <p>○利用者 地域の高齢者であれば誰でも参加可能とすること。</p> <p>○利用人数 毎回、概ね 5 名以上の高齢者の利用者が見込まれること。</p> <p>○利用料 実施団体により設定することができるものとする。補助申請時に、利用料を神戸市に届け出ること。</p>
補助金額	補助上限額 最大年間 5 万円 ※開設年月日ごとに補助上限額を設定
利用者負担	実施主体により設定

平成 30 年度 決定箇所数（11 月決定分まで）計 53 箇所 ※平成 29 年度 計 28 箇所

団体種別	NPO 法人 7、任意団体 46
行政区別	東灘区 3、灘区 5、中央区 1、兵庫区 4、北区 3、長田区 4、須磨区 4、垂水区 9、西区 20